

NPO 法人 Life Bridge 幸 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Life Bridge 幸と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県沼田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がい者及び地域住民に対して、動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を行うとともに、動物の飼育、世話、保護等に関わる活動を通じた就労支援及び自立支援、並びに安心して過ごせる居場所づくり、交流の場の提供に関する事業を行う。これらの活動を通じて、障がい者の社会参加の促進及び福祉の増進を図り、人と動物がともに暮らす地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保護犬・保護猫の飼育及び譲渡に関する事業
- (2) 障害者総合支援法等に基づく就労支援、自立支援及び生活支援に関する事業
- (3) 障がい者並びに生きづらさを抱える人々の居場所づくりに関する事業
- (4) 動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発事業
- (5) 飼育継続が困難となった動物の保護、預かり及び支援に関する事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（2）賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この法人の定款、規則等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

（種類及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任

(6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0円、 年会費 5,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円、 年会費 3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	矢野 仁志	理事長
〃	吉田 崇	副理事長
〃	稲本 瞳	

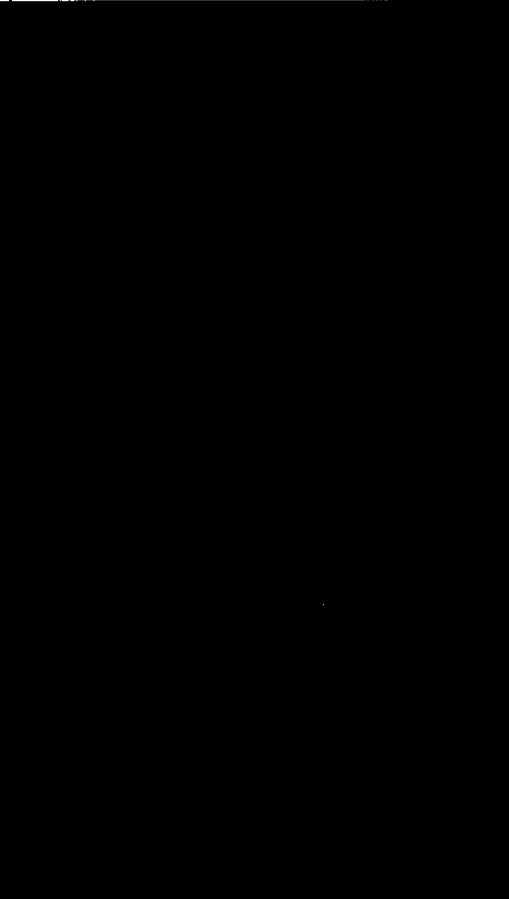
〃	清水 智恵	
〃	吉田 みどり	
監事	村田 俊巳	

(様式例2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人 Life Bridge 幸

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	矢野 仁志		無	理事長
理事	吉田 崇		無	副理事長
理事	稲本 瞳		無	
理事	清水 智恵		無	
理事	吉田 みどり		無	
監事	村田 俊巳		無	

(備考)

1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。

- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

私たちの身近には、飼育放棄や迷子、劣悪な繁殖環境、家庭の事情などにより、行き場を失った犬や猫たちが数多く存在しています。本来、命は大切にされるべきものであるにもかかわらず、その小さな命が十分に守られていない現状に、強い問題意識と深い悲しみを感じています。また、近年、動物愛護の意識は徐々に高まってきているものの、家庭での適正な飼養や命の大切さについての理解が十分に浸透しているとは言えません。一方で、障がいのある方々の中には、就労の機会が限られ、社会的な居場所を見つけにくい状況にある人も少なくありません。私は教育現場に携わる中で、身の回りの環境や関わり方によって人が大きく変わる姿を見てきました。その経験から、安心できる居場所と社会とつながる機会の必要性を強く感じました。

私たちは、これらの課題に対し、保護犬・保護猫の飼育及び譲渡活動や適正飼養の普及啓発を行うとともに、「保護犬・保護猫の保護・譲渡活動」と「障がい者の社会参加」を融合させることで、双方の課題解決を図る取り組みを行います。具体的には、保護犬・保護猫の日常的な飼育や世話、譲渡準備の場に、障がい者が積極的に参加できる仕組みを構築し、障がい者が生き生きと活躍できる場の創出を目指します。動物と人が関わり合う中で生まれる優しさや責任感、そして誰かの役に立つ喜びは、自信や達成感につながり、成長を促す大きな力となります。また、動物たちにとっても安定したケアを受けられる環境の提供につながります。

私たちは、人と動物が共生できる地域社会の実現及び地域福祉の増進に寄与することを目的として、本法人を設立するものです。

2 設立申請に至るまでの経過

私はこれまで、特別支援学校の教員として教育現場に携わる中で、障がいのある方々が社会とつながる機会や、自分らしく過ごせる居場所の重要性を強く感じてきました。日々の関わりの中で、環境や人とのつながりによって大きく成長していく姿を目の当たりにし、安心して関われる場の必要性を実感してきました。また、保護犬・保護猫の施設において約1年間ボランティア活動に従事し、行き場を失った動物たちの現状や保護活動の重要性について理解を深めてきました。あわせて、適正な飼養や命の大切さに関する理解が十分に浸透していない現状にも課題意識を持つようになりました。

これらの経験を通じて、動物保護活動と障がい者支援を組み合わせることで、双方にとって意義のある取り組みができるのではないかと考えるに至りました。すなわち、保護犬・保護猫の飼育や世話を通じて、障がいのある方々が社会参加し、自信や役割を持てる場を創出するとともに、動物たちに安定した環境を提供する仕組みの構築を目指すものです。

その後、関係者との意見交換や情報収集を重ね、活動内容の具体化や運営体制の検討を行い、法人設立に向けた必要な準備を進めてきました。

以上の経過を経て、このたび特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和8年5月31日

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Life Bridge幸

設立(代表)者 住所又は居所

氏 名 矢野 仁志

(様式例8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Life Bridge 幸

1 事業実施の方針

本法人は、保護犬・保護猫の飼育および譲渡活動を通じて命の大切さを伝えるとともに、動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発を行い、人と動物が共生できる地域社会の実現を目指すものである。また、障がい者及び障がい児並びに生きづらさを抱える人々に対し、安心して過ごすことのできる居場所を提供するとともに、就労支援等を通じて社会参加の機会を創出し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

各事業の実施にあたっては、利根沼田障害者相談支援センター等と連携し、継続的かつ安定的な運営に務める。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
保護犬・保護猫の飼育及び譲渡に関する事業	保護、飼育・健康管理 譲渡活動	通年	法人施設	5名	譲渡を希望する地域住民 延べ10名
障がい者に対する就労支援事業	準備期間中				
障がい者並びに生きづらさを抱える人々の居場所づくりに関する事業	安心して過ごせる居場所及び交流の機会の提供	通年	沼田市を中心とした地域	5名	障がい者及び生きづらさを抱える人々 延べ10名
動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発事業	情報発信、啓発活動	随時	地域施設 イベント会場	3名	地域住民 延べ50名
飼育継続が困難となった動物の保護、預かり及び支援に関する事業	保護、飼育・健康管理	随時	沼田市を中心とした地域	3名	飼育継続が困難になった方々延べ5名

(様式例8)

令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Life Bridge 幸

1 事業実施の方針

本法人は、初年度における保護犬・保護猫の飼育及び譲渡活動の実施並びに各種事業の基盤整備を踏まえ、次年度においてはこれらの事業を継続的かつ安定的に実施する。保護犬・保護猫の飼育および譲渡活動を通じて命の大切さを伝えるとともに、動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発を行い、人と動物が共生できる地域社会の実現を目指す。また、障がい者及び障がい児並びに生きづらさを抱える人々に対し、安心して過ごすことのできる居場所を提供するとともに、就労支援等を通じて社会参加の機会を創出し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。各事業の実施にあたっては、利根沼田障害者相談支援センター等と連携し、継続的かつ安定的な運営に努める。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
保護犬・保護猫の飼育及び譲渡に関する事業	保護、飼育・健康管理 譲渡活動	通年（譲渡会は月 回程度）	法人施設	5名	譲渡を希望する 地域住民 延べ20名
障がい者に対する就労支援事業	動物の世話、清掃作業 軽作業	通年	法人施設	7名	障がいのある 方々 延べ20名
障がい者並びに生きづらさを抱える人々の居場所づくりに関する事業	安心して過ごせる居場所及び交流の機会の提供（社会体験や野外活動など）	通年	沼田市を中心とした地域及び法人施設	7名	障がい者及び 生きづらさを 抱える人々 延べ20名
動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発事業	情報発信、啓発活動 試行的ドッグランの活用	随時	法人施設 地域施設 イベント会場	5名	地域住民 延べ100名
飼育継続が困難となった動物の保護、預かり及び支援に関する事業	保護、飼育・健康管理	随時	沼田市を中心とした地域	3名	飼育継続が困難になった 方々延べ10名

令和8年度活動予算書
法人設立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人LifeBridge幸
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50000	50000
賛助会員受取会費	80000	80000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100000	100000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
保護動物の飼養、譲渡事業収益	0	0
障がい者の就労支援事業収益	0	0
障がい者の居場所づくり事業収益	0	0
動物愛護の普及啓発事業収益	0	0
動物の保護、預かり及び支援に関する事業収	10000	10000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	220000	220000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
事業費計	0	0
(2) その他経費		
動物飼育費	60000	60000
医療費	70000	70000
消耗品費	30000	30000
啓発活動費(パンフレット、HP代)	20000	20000
通信費	10000	10000
その他経費計	190000	190000
事業費計	190000	190000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10000	10000
旅費交通費	20000	20000
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	30000	30000
管理費計	30000	30000
経常費用計	220000	220000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	0	0

令和9年度活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人LifeBridge幸
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	80000	80000
賛助会員受取会費	80000	80000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100000	100000
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	200000	200000
4. 事業収益		
保護動物の飼養、譲渡事業収益	80000	80000
障がい者の就労支援事業収益	0	0
障がい者の居場所づくり事業収益	0	0
動物愛護の普及啓発事業収益	30000	30000
動物の保護、預かり及び支援に関する事業収益	50000	50000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	620000	620000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
事業費計	0	0
(2) その他経費		
動物飼育費	80000	80000
医療費	100000	100000
消耗品費	40000	40000
啓発活動費	150000	150000
通信費	50000	50000
その他経費計	420000	420000
事業費計	420000	420000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10000	10000
旅費交通費	20000	20000
地代家賃	60000	60000
その他経費計	90000	90000
管理費計	90000	90000
経常費用計	510000	510000
当期経常増減額	110000	110000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	110000	110000
前期繰越正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	110000	110000